

個別避難計画作成に向けて

本市では過去から主に台風や大雨の影響により、山間部の土砂崩れや水路・河川等周辺地域の浸水が頻発しており、平成16年10月の台風23号では、がけ崩れ2カ所、住宅被害2件等のほか死者1名の被害があった。

平成28年度からは、避難行動要支援者制度の推進のため、庁内の防災部局と福祉部局の関係部署と市社会福祉協議会にて避難行動要支援者支援班を組織した。しかし、支援班結成当初こそ定期的に会議を開催して要支援者の支援に関する協議をしていたが、ここ2～3年は支援班で協議をする機会も無くなり、単に避難行動要支援者名簿の内容を更新し、町内会長や民生委員へ古い名簿と交換することがメインの業務となっていた。

本市は災害により多数の人的被害を被るような経験は無いが、近年多発する異常気象などを受け、いつ起こるか分からない災害に対して「名簿の交換」という消極的な事務を繰り返す現状から踏み出したいと思い、本モデル事業に応募しました。

個別避難計画を作成して良かった点

今回の取組としてハザード地域における地域住民主体の個別避難計画の作成を実施したところ、作成過程や作成後に実施した避難訓練において、避難行動要支援者と地域住民の関係性が深まり、取組に関わった住民からは、「災害時は要支援者の近隣に住む人が避難支援するしかなく、地域の共助が大事である」という声があった。

また、要支援者本人からの声として、「計画作成を通じて心丈夫になった」というほか、避難時の持出品の整理など「自らできることも意識していきたい」とのことだった。

ハザード地域のコミュニティを基盤とする

町内会による個別避難計画の作成

ハザード地域の共助体制を推進するため、個別避難計画の**作成主体を当該地域の町内会（自主防災組織）**に設定し、一部地域をモデル地域として実施した。地域主体の計画作成については、町内会内の小グループである「組」ごとに避難行動要支援者名簿を分冊し、近隣住民の間で個別避難計画の作成に取り組んだ。

避難訓練の実施による避難支援の検証と地域関係づくり

モデル地域にて避難訓練を実施し、作成した個別避難計画に基づいた避難支援を試すとともに当該地域の集会所にて要支援者の避難受入れの訓練を実施した。これらを通じて**個別避難計画の検証と、要支援者と地域関係性の構築**を図った。



福祉専門職の負担を考慮した個別避難計画作成への関わり

福祉専門職からの情報提供

地域主体による個別避難計画作成を補助するため、福祉サービス事業所を利用している避難行動要支援者の情報を福祉専門職から提供してもらった。

福祉専門職主体による個別避難計画の作成は、対価を支払ったとしても**福祉専門職の負担が過大になる**と考え、個別避難計画の一部の項目（世帯構成、要支援者の状態、緊急連絡先、利用サービス、医療情報）についての情報提供の依頼に留めた。

取組を通じての課題

地域主体での個別避難計画作成の取組は、訓練等を通じて地域の関係性の構築や共助体制の向上を図ることができ、福祉専門職においては個別避難計画作成に関わることで、有事の避難支援の重要性の認識に効果があったが、次のような課題もあった。

◆取組を通じたアンケート回答（抜粋）

- ・制度を知らなかった。**広報紙やHP以外の周知を検討して欲しい。**（町内会）
- ・**医療情報などは、要支援者本人に聞き難い。**（町内会）
- ・**情報提供が実効性を伴うものなのか。**（福祉専門職）
- ・行政等よりも要支援者本人や町内会からの依頼の方が避難支援等実施者として引き受けやすい。（町内会）

◆取組の結果、法定記載事項を満たす作成数はごく少数だった。

◆個別避難計画に避難先の記入がない要支援者もいた。

◆町内会に入っていない要支援者の個別避難計画については、ほとんど向上しなかった。

考えられることや今後の対応

- 各ハザード地域を中心に説明会を開催し、制度の周知徹底を図るとともに、避難訓練を通じて地域内の関係性を深め、自助・共助の重要性を認識してもらうよう努める。
- 個別避難計画の活用方法を再度確認し、様式の見直すことで計画の活用方法に応じた実効性の向上を図る。
- 本モデル事業の参加による研修経験を生かし、地域では計画の作成が困難な要支援者については、支援班が主体として計画作成に取り組む。
- 避難先の確定しない要支援者へ対応するため、要支援者の直接避難に関する福祉避難所協定先施設との協議を急ぎ、マッチングを進める。

地域主体による個別避難計画作成のフロー

① 事業所利用の要支援者の抽出

要支援者のうち、福祉サービス事業所を利用している人のリストを作成する。



※介護・障がい担当部局から提供してもらう。

② 個別避難計画作成等の同意確認

①で作成したリストの掲載者へ個別案内する。（福祉専門職との情報共有についても説明）



※要支援者本人への同意確認と平行して、福祉サービス事業所へ取組概要の説明と協力依頼をする。（本市取組では文書により依頼）

③ 福祉専門職への説明会

福祉専門職への制度理解の研修と②で同意を得た要支援者に関する情報提供を依頼



※情報提供依頼と併せて、避難支援に関する協議等について地域から要請があった場合に応じてもらうようお願いする。

④ ハザード地域への説明会

ハザード地域の町内会を通じて制度周知と個別避難計画作成を依頼



※町内会の小グループごとに避難行動要支援者名簿を分冊し、グループでの作成に取り組む。

⑤ 避難支援訓練の実施

個別避難計画の検証と地域の関係性の向上

※訓練に合わせて避難先施設で研修や非常食の試食等、共同で取り組む内容を盛り込んで住民の関係性の向上を図る。

今後追加したい内容：上記の取組に平行して、優先的に計画作成が必要と思われる要支援者に対しては、**庁内の関連部署の共同で計画作成に取り組む。**